

「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」開催要綱（案）

令和 4 年 2 月
「ビジネスと人権に関する行動計画
の実施に係る関係府省庁施策・推進
連絡会議」
決定
令和 5 年 7 月 一部改正
令和 6 年 5 月 一部改正
令和 7 年 5 月 一部改正
令和 8 年 3 月 改正

1 作業部会の目的

「ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議」（以下「円卓会議」という。）の議論を円滑に進めるため、「ビジネスと人権」に関する行動計画（改定版）（以下「行動計画」という。）の第4章1に述べられているところに従い、関係府省庁と有識者や各界の関係者との対話の場として、円卓会議開催要綱2（3）の規定に従い、円卓会議の下に、「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」（以下「作業部会」という。）を開催する。

2 作業部会における議論の内容

作業部会においては、次の（1）～（3）についての検討及び議論を行う。必要に応じ、作業部会で議論する事項を追加する。

（1）行動計画の優先分野に関する事項

行動計画の第2章優先分野において取組の方向性及び具体的施策の例として記載されている事項について、企業の人権尊重の取組に実質的に寄与するような施策に関し、ステークホルダー側からの提案について、検討し、及び議論を行う。

（2）ビジネスと人権を取り巻く状況に関する事項

令和12年度を目処に、「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」において、行動計画の改定の必要性を判断するため、ビジネスと人権を取り巻く国内外における状況について議論を行う。

（3）その他、必要に応じ、円卓会議で作業部会での議論が必要と認める事項

3 開催時期・回数

必要に応じ開催する。開催時期は、作業部会の構成員（以下「構成員」という。）と調整し決定する。

4 事務局

作業部会の開催に係る事務は、関係府省庁の協力を得て外務省において処理する（業務委

嘱先に委嘱することを含む。)

5 構成員

作業部会は、特定の議題について議論することを想定して開催するものであるが、柔軟かつ機動的な対応ができるように、その構成については次のとおりとする。

(1) ステークホルダー側については、以下を踏まえて具体的には別紙のとおりとする。

- ・ 円卓会議構成員（代理人を含む。）のうちあらかじめ希望する者
 - ・ その他専門的知見により作業部会の意見交換に貢献することが期待される者
- これらの者の中から、作業部会の調整役（1～2名）を設けることができる。

(2) 関係府省庁側については、円卓会議関係府省庁（議論の内容による）とする。

また、円卓会議関係府省庁に限らず、必要な場合には関係部局・機関からの出席を得ることができる。

6 作業部会の公開等

原則として、会議資料及び議事要旨は会議開催後の適切な時期に外務省ウェブサイト上に公開する。ただし、会議資料については、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とする。

(了)

(別紙)

令和8年3月現在

「ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会」
構成員一覧

【ステークホルダー】

氏名	所属・役職
氏家 啓一	一般社団法人グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンBHRスペシャリスト
木村 ひとみ	大妻女子大学社会情報学部准教授
斉藤 一隆	中小企業家同友会全国協議会政策局長
斉藤 俊和	日本労働組合総連合会（連合）国際政策局長
銭谷 美幸	GSG Impact Japan National Partner ボードメンバー NPO法人日本サステナブル投資フォーラム（JSIF）理事
高橋 大祐	日本弁護士連合会 弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT座長
田中 竜介	国際労働機関（ILO）駐日事務所 プロジェクトコーディネーター 渉外・労働基準専門官
土井 陽子	ビジネスと人権市民社会プラットフォーム副代表幹事 Social Connection for Human Rights（SCHR）共同創設者
長谷川 知子	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
古谷 由紀子	一般財団法人CSOネットワーク顧問 サステナビリティ消費者会議代表

注： 敬称略。五十音順。